

# 入学貸付・修学貸付のご案内

当組合では、お子さまの入学金や授業料、家賃など教育に必要な資金の貸付を行っています。

入学時は合格通知書(令和2年4月入学)が届いたときから、進級時の修学貸付は令和2年1月から申し込みを受け付けます。

詳細については次のとおりとなりますので、希望する方は共済事務担当課をとおしてお申し込みください。

貸付種類	入学貸付	修学貸付
貸付対象	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む)が次の学校に入学する場合の入学に要する費用および在学中の修学に要する費用 ●学校教育法に規定する高等学校・大学(短期大学を含む)・高等専門学校・専修学校・各種学校・中等教育学校(後期課程に限る) ●外国の教育機関で上記に準ずる学校	
対象費用	●入学金等入学時に学校に納入する費用 ●下宿生活等に必要となる生活必需品等の購入費用 ●制服代 ●授業料(年度単位) ●教材費等(年度単位) ●家賃等(年度単位) ●電車・バス等の定期代(年度単位)	<b>入学年度は入学貸付と同じになります</b> 《進級時》 ●授業料(年度単位) ●教材費等(年度単位) ●家賃等(年度単位) ●電車・バス等の定期代(年度単位)
申込受付日	合格通知書が届いたときから入学する年度の4月末日まで	●入学時は合格通知書(令和2年4月入学)が届いたときから ●進級時は令和2年1月から
貸付金額	<b>給料月額額の6ヵ月分(上限200万円)</b> ※対象費用の範囲内で1万円単位	<b>上限180万円(月15万円×12ヵ月分)</b> ※対象費用の範囲内で1万円単位 ※180万円の貸付は、令和2年4月までの申し込みに限ります 令和2年5月以降の申し込みは、15万円×残存月数分が上限となります 例:5月申し込み…150万円(15万円×10ヵ月)
貸付利率	年利率 <b>1.26%</b> ※基準金利の利率区分に応じ、組合員貸付金利率が変動する場合があります	
償還方法	貸付を受けた翌月から <b>元利均等償還</b>	修学期間中… <b>利息のみの償還(元金据置を選択可能)</b> 卒業後または償還開始申出後… <b>元利均等償還</b> ※据置期間中の一部繰上償還はできません
申込書類	●合格通知書等の写し ●入学案内書(入学金または授業料の記載があるもの)、下宿先賃貸契約書、制服代・教材費等の請求書等の写し	● <b>在学証明書</b> (入学前の場合は合格通知書等の写し) ● <b>修学貸付に係る償還申請書</b> <a href="#">ダウンロード可</a>
	(共通) ●普通・災害家財・特別貸付申込書 <a href="#">ダウンロード可</a> ●印鑑登録証明書 ●借入状況等申告書 <a href="#">ダウンロード可</a> (他金融機関等からの借り入れがある場合、償還明細書の写しを添付) ●「対象となる費用」の確認できる資料 ●戸籍抄本(被扶養者でない子の場合)	
貸付日	<b>申込月の翌月28日</b> に当組合登録口座へ送金します。 ただし、金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。	
その他	入学・進級前にお申し込みの場合は、令和2年4月以降に入学または進級したことを所定の様式で報告いただけます。	

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412